

感染症病床に係る基準病床数

感染症病床の基準病床数と既存病床数

- 都道府県の区域ごと
- 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」により、指定を受けている医療機関の感染症病床の合算値を基準として算定

指定、配置の基準

第1種感染症指定医療機関

- ・ 都道府県ごとに1か所 2床

第2種感染症指定医療機関

- ・ 二次医療圏ごとに原則、1か所
- ・ その人口に応じ次の病床数

30万人未満	4床
30万人以上100万人未満	6床
100万人以上200万人未満	8床
200万人以上300万人未満	10床
300万人以上	12床

基準病床数と既存病床数

①第1種感染症指定医療機関

基準数：2床 広島大学病院（2床）

②第2種感染症指定医療機関

圏域	人口	基準数	医療機関名（病床数）
広島	136.7万人	8	広島市立舟入市民病院（16床）
広島西	14.0万人	4	
呉	23.7万人	4	
広島中央	22.8万人	4	東広島医療センター（4床）
尾三	23.7万人	4	（調整中）
府中・福山	50.7万人	6	福山市民病院（6床）
備北	8.4万人	4	庄原赤十字病院（2床）
計		34	28

①+②

基準病床数：36床

既存病床数：30床（※）

※令和5年9月30日現在

結核病床に係る基準病床数

結核病床の基準病床数と既存病床数

- 都道府県の区域ごと
- 結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の提供を図るため必要な数を算定
（「医療計画における結核病床の基準病床数の算定について」(H17.7.19通知)）

○ 結核病床の基準病床数：33床

※算定の詳細は、次ページ参照

○ 結核病床の既存病床数：87床

※令和5年9月30日現在

医療機関名	許可病床数
国家公務員共済組合連合会 吉島病院	41床
国立病院機構 東広島医療センター	16床
国家公務員共済組合連合会 呉共済病院	24床
公立学校共済組合 中国中央病院	6床
計	87床

結核病床の基準病床数の算定

1 算定結果

新たに算定した基準病床数：33床（現保健医療計画策定時の基準病床数：51床）

2 算定式等

(1) 算定根拠

「医療計画における結核病床の基準病床数の算定について」(平成17年7月19日付け健感発第0719001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)による。

(2) 算定式

$$(A \times B \times C \times D) + E \Rightarrow (0.21 \times 57.6 \times 1.8 \times 1.5) + 0 = \underline{32.66}$$

A: 0.21

- ・1日当たりの法12条第1項の規定による医師の届出のあった塗抹陽性結核患者の数
- ・令和4年新規登録塗抹陽性結核患者数77人 ÷ 365日 (出典: 令和4年結核登録者情報調査年報集計)

B: 57.6

- ・法第19条及び法20条の規定に基づき入院した結核患者の退院までに要する平均日数
- ・令和4年広島県結核病床平均在院日数 (出展: 令和4年医療施設(動態)調査・病院報告)

C: 1.8

- ・年間新規塗抹陽性結核患者発生数の区分に応じた定数
(99人以下: 1.8, 100人以上499人以下: 1.5, 500人以上: 1.2)
- ・令和4年新規登録塗抹陽性結核患者数 77人

D: 1.5

- ・知事が特に定める定数(1.0~1.5の範囲内)
- ・現行の広島県保健医療計画が策定された平成30年4月以降の月末入院患者数の最高値が39人であることから、当該患者数を収容できるだけの病床数の確保を念頭に設定

E: 0

- ・基準病床数を定めようとする日の属する年度の前の年度の慢性排菌患者のうち入院者
- ・慢性排菌患者(2年以上登録されており、かつ、1年以内に受けた検査の結果、菌陽性であった患者数)
(令和4年末): 0人 (出典: 令和4年結核年報集計結果)